



平成30年4月27日

第3回中部ブロック居住支援協議会に係る勉強会

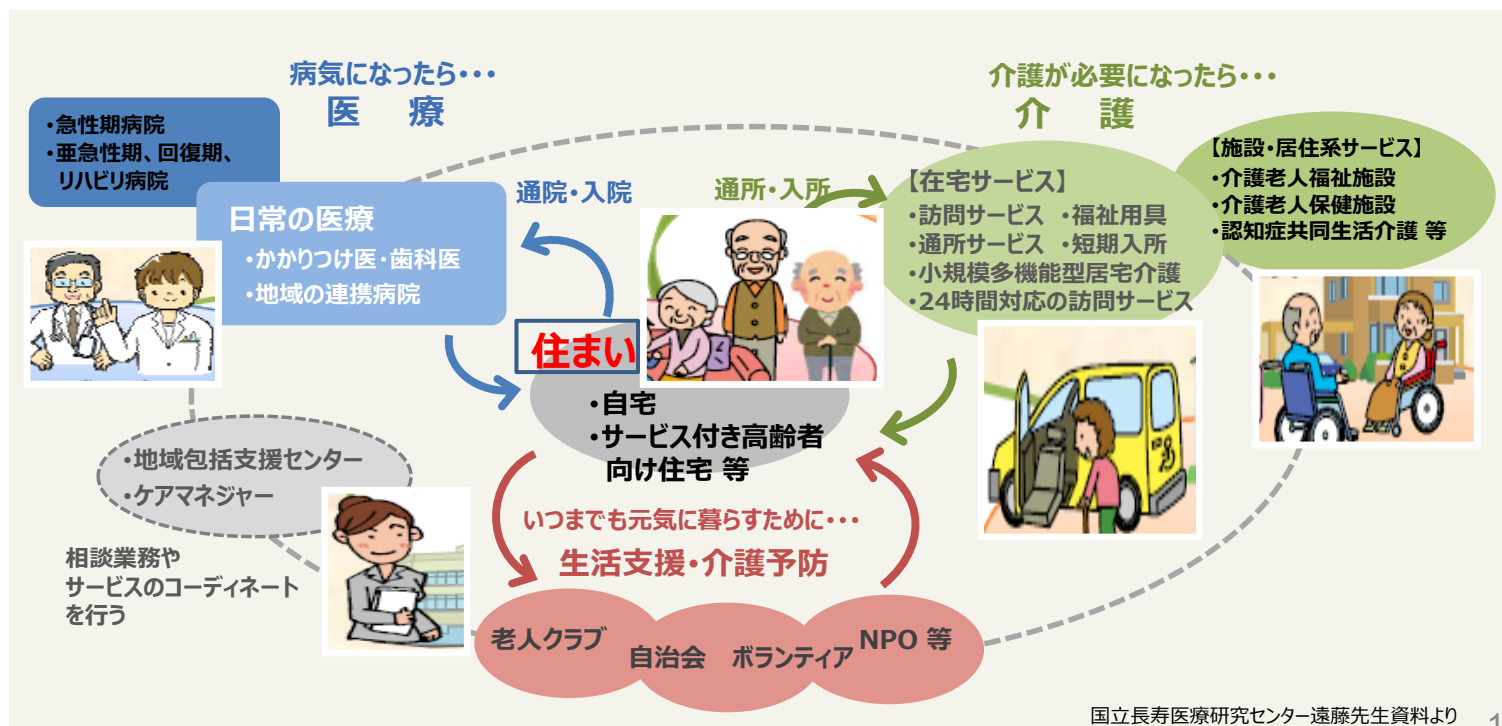
地域包括ケアシステム

～居住に課題を抱える人に対する居住支援について～

健康福祉部 地域包括ケア推進課

地域包括ケアシステム

住まい・医療・介護・予防・生活支援 が包括的に提供される
地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となっても、
住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる



居住に関する資源を巡る課題への対応状況

- 居住に関する資源を巡る課題については、新住宅セーフティネットにより制度的対応がなされ、今後、実効性のある施行に向けて、引き続き福祉・住宅行政の連携を深めていく必要。
- 一方、施設ほどではない支援や見守りの提供については、各地で先進的な取組がなされている状況。

1. 安価な家賃の住宅の確保

2. 入居支援の強化

3. 家賃債務保証の円滑化

4. 施設ほどではない支援や見守りの提供

新住宅セーフティネットによる対応

- 生活困窮者の入居を拒まない賃貸住宅を「登録住宅」とし、そのうちの「専用住宅」については①改修費の補助や②家賃債務保証料・家賃の低廉化の補助を実施。
- 住宅の形態としては、戸建ての空き家を改修したシェアハウスや、例えばアパート一棟を借り上げての集住型等、様々な形をとることが可能な枠組みとなった。
- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人を都道府県が指定し、登録住宅の情報提供、入居相談等を行う。国はこうした居住支援活動に支援を実施。
- これまで各地の福祉関係者が独自に行ってきた活動が、法的な位置づけを得られる枠組みとなった。
- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、(独)住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加。
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施。
- 制度的な対応としては、高齢者については地域支援事業でカバーしうる枠組みとなっているものの、高齢者以外も含めて存在する支援ニーズ全体への包括的な対応とはなっていない。
- 各地で先進的な取組事例が展開されているが、それらには共通する要素が見られる。

2

「施設ほどではない支援や見守り」を提供している事例

NPO法人ふるさとの会による取組(墨田区・台東区)

地域に点在するアパート・戸建ての住宅に居住する人に対して支援

共同リビング・サロン



共同リビング

共同リビングやサロンを運営する職員が居場所づくり・仲間づくり・同居者同士のトラブルミーティングや相談支援を担う。

※居住支援を受ける人が生活支援の担い手として就労する側面もある

社会福祉法人偕生会による「地域善隣事業」(低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業)の取組(豊後大野市)

戸建ての空き家を活用

シェアハウスでの同居



養護老人ホームの職員が食事の提供や地域住民との関係づくりを担う。また、同居者同士の互助でできることを見極める。

NPO法人抱樸による取組(北九州市)

地域に点在するアパート・戸建ての住宅に居住する人に対して支援

自立者同士の「互助会」・ボランティアセンター



(互助会運営委員会の様子)

自立生活サポートセンターが居宅設置後の自立生活を支援し、互助会やボランティアセンターが自立者・ボランティアによる行事運営や行事カレンダー訪問配布、相互のお助け活動をコーディネートする。

ナガヤタワーにおける取組(鹿児島市)

通常の民間マンション(6階建て・1R~2LDK)

共同リビング・台所・風呂



共同生活の調整役として、相談員が交流企画(食事会やサークル活動等)を担う。

平成29年度一部改正の地域支援事業実施について (地域支援事業等の活用による全国展開)

- 平成26年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行っているが、平成29年度以降は、各地域で行われている先進的・効果的な取組について、**地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開**を図っていく。
- 具体的には、**地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」について、入居に係る支援等の内容をより明確にした上で、事業の拡充を行う。**



平成29年度から「地域支援事業の実施について」(実施要綱)を改正(※任意事業の(3)その他の事業「力の①の改正部分の抜粋」)

カ 地域自立生活支援事業

次の①から④までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。

① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業

空き家等の民間賃貸住宅や、高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅(シルバーハウジング)、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等への高齢者の円滑な入居を進められるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。

4

サービス付き高齢者向け住宅の概要(厚生労働省・国土交通省共管)

高齢者の居住の安定確保に関する法律(改正法：公布 H23.4.28/施行H23.10.20)

1. 登録基準

(※有料老人ホームも登録可)

《ハード》

- ・床面積は原則25㎡以上
- ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
- ・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)

《サービス》

- ・サービスを提供すること(少なくとも**安否確認・生活相談サービス**を提供)
- [サービスの例：食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]

《契約内容》

- ・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないなど、居住の安定が図られた契約であること
- ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと
- ・前払金に関して入居者保護が図られていること
- (初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け)

登録戸数：220,611戸
(平成29年8月31日現在)

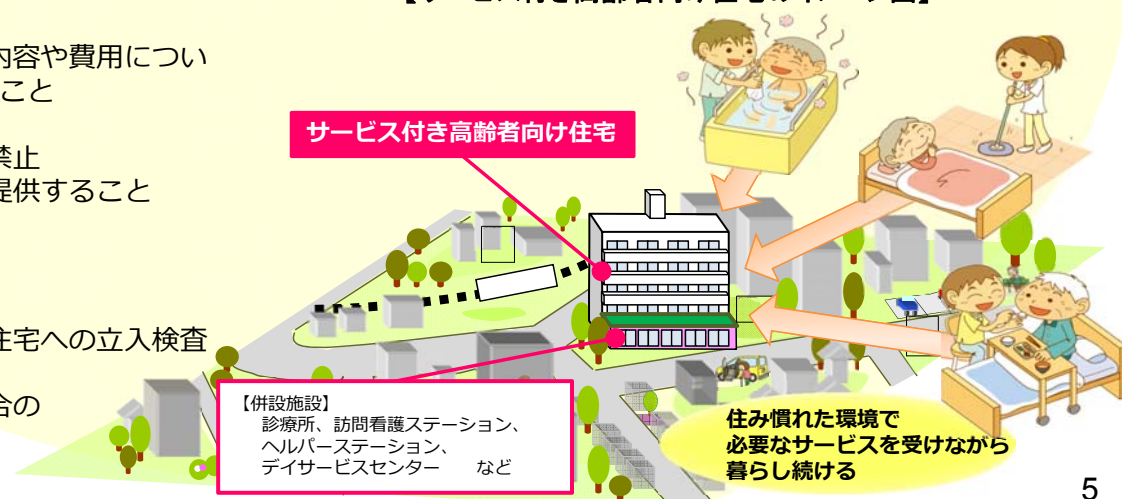
2. 登録事業者の義務

- ・契約締結前に、サービス内容や費用について書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- ・契約に従ってサービスを提供すること

3. 行政による指導監督

- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示
- ・指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し

【サービス付き高齢者向け住宅のイメージ図】



サービス付き高齢者向け住宅における 医療・介護連携推進について

住宅部局と福祉部局等の関係部局が十分に連携を図り、サービス付き高齢者向け住宅と地域の医療・介護サービス等との適切な連携の確保に向けた取組の強化。

○サービス付き高齢者向け住宅整備事業における市町村の意見聴取手続きによる医療・介護サービスの連携の推進

- ・入居者が必要とするサービスを提供できる医療・介護サービス事業所が地域に存在すること
- ・特定の医療・介護サービス事業所の利用に限定しないなど、入居者の選択・利用の自由を確保

○サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護サービスとの連携に関する登録基準の設定等

- ・保健医療サービスや福祉サービスとの連携に関する登録基準を設定することも可能
- ・医療・介護サービスを自由に選択できる機会が確保された上で、サービス付き高齢者向け住宅において医療・介護サービスとの連携が図られることが重要

(平成29年8月28日付け 厚生労働省老健局高齢者支援課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長通知より 抜粋)

6

参考資料

- 地域ケア会議
- 福祉サイドから見て居住支援協議会に期待

地域ケア会議に関する介護保険法上の位置づけ

1. 市町村が「地域ケア会議」を設置し、高齢者への適切な支援及び支援体制に関する検討を行うことを規定

- 市町村が包括的・継続的ケアマネジメント事業の効果的な実施のため「地域ケア会議」を置くよう法律に明記。
- 地域ケア会議を設置し、個別ケースの検討と地域課題の検討の両方を行うものであることを法律に明記。

(介護保険法115条の48第1項、第2項)

2. 地域ケア会議関係者からの協力を得やすい体制に

- 関係者の出席や資料・情報の提供など地域ケア会議の円滑な実施が可能に。

(介護保険法115条の48第3項・第4項)

3. 関係者への守秘義務を課すこと

- 関係者に対して法律上の守秘義務を課すことで、地域ケア会議で個別事例を扱うことに対して、利用者や家族からの理解が得やすくなる。
- 参加者による情報交換等が円滑に行われるようになる。

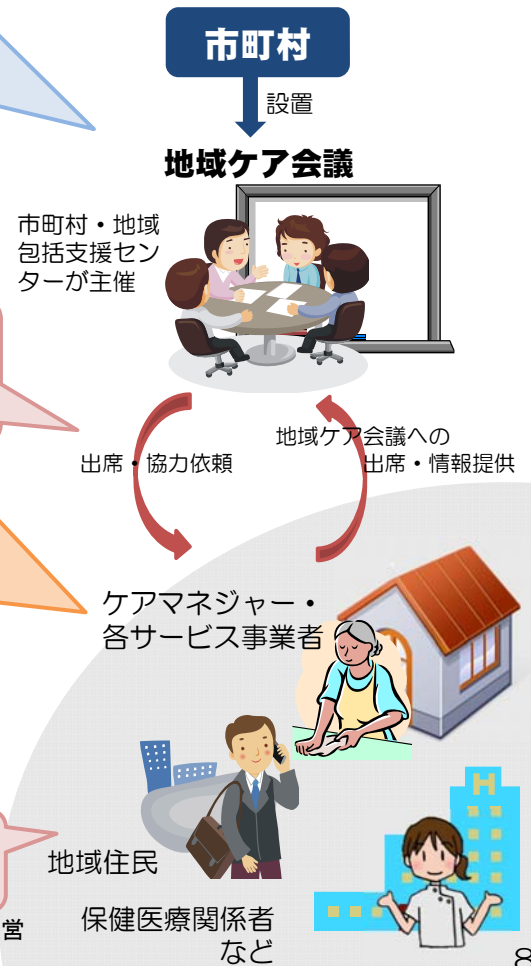
※守秘義務違反の場合は一年以下の懲役・百万円以下の罰金。

→参加者に、守秘義務の取扱いに関する周知が必要

(介護保険法115条の48第5項、205条2項)

4. 具体的な会議の運営について市町村・センターにおいて従前どおり柔軟に行うことができる。

※上記の他、市町村は地域包括支援センターの運営に係る方針の提示の中で、地域ケア会議の運営方針についても規定している。(法第115条の47第1項、施行規則第140条の67の2)



(参考) 「地域ケア会議」の5つの機能

1

個別課題の解決

- 多職種(※ケアマネジャー等の介護職の外、医師、看護師等の医療職及びPT,OT等のリハビリ職とともに地域の民生委員等の地域の関係者、弁護士等)が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能。

2

地域包括支援ネットワークの構築

- 高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能

3

地域課題の発見

- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能

4

地域づくり資源開発

- インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能

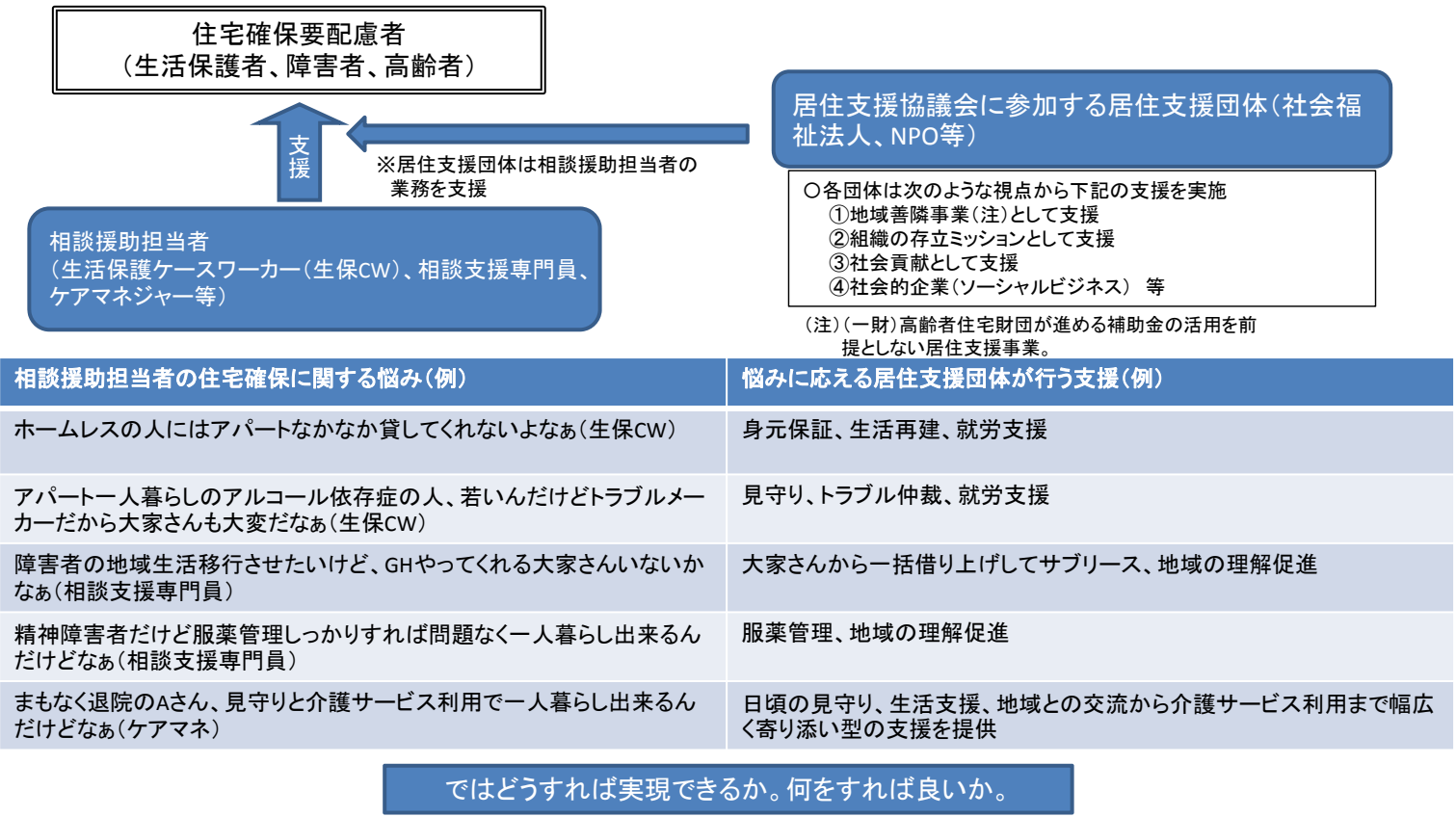
5

政策の形成

- 地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能多職種: 行政、地域包括センター、ケアマネジャーなどの介護関係職種の外、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ関係職種及び民生委員などの地域をよく知る住民

(参考)福祉サイドから見て居住支援協議会に期待

- 相談援助担当者の住宅確保に関する悩みは多い。交渉先も多く時間もかかり、一人で解決するのは大変。
- 居住支援団体のミッションは相談援助担当者の悩みと同一ベクトル。
- 居住支援協議会の下、居住支援団体と連携することにより、業務の効率化のみならず支援の質も向上。



(参考)福祉サイドに求められる取組

理想的な居住支援協議会を目指すために福祉サイドの協力

○有識者等による居住支援協議会内意識啓発と一層の共感の醸成

→ 単なる住宅斡旋(第1ステージ)からサポート付き住宅斡旋(第2ステージ)へと役割の進化を共有すると共に、行政内部福祉サイドの役割が今後は重要となることを確認し、第2ステージを担う組織のあり方・体制等を再検討。

○居住支援団体の必要性、地域善隣事業(注)の意義等に関する啓発広報

→ 居住支援団体自身による居住支援団体増加の取組を促すことにより、居住支援団体の組織強化・地域善隣事業の拡充を図り、居住支援事業の拡大を通じて地域包括ケアシステムの住まい策を支援し、住宅確保要配慮者の解消を推進。

・地域善隣事業とは・・・低所得・低資産である、社会関係資本による支援が乏しい等の理由により、地域での居住を継続することが困難である又はそのおそれがある者を対象として、できるだけ安定的・継続的に地域生活を営むことができるように、ハードとしての「住まいの確保」とソフトとしての「住まい方の支援」の二本柱で支援する事業。事業の実施にあたっては、関係者の協力・連携体制を構築した上で、「住まいの確保」は地域の既存資源(空家)を活用し、「住まい方支援」は、互助の醸成に留意しつつ、個々の対象者に応じた生活支援を実施する。透明性のある利用者主体の事業運営が求められる。